



敬老会（鹿島区）

# 3月議会

議案 55 件・報告 1 件は原案の  
とおり可決されました

## 議案とその結果

3月定例会に提出された  
議案 55 件、報告 1 件は原案  
のとおり可決されました。

### 条例など

議案第 11 号 南相馬市手数料  
条例の一部を改正する条例制  
定について

平成 21 年 4 月から 2 年間、  
住民基本台帳カード交付手  
料を無料にするため、必要  
な改正を行うもの。

#### 【主な内容】

(1) 手数料徴収の特例

平成 21 年 4 月 1 日から平成  
23 年 3 月 31 日までの間の  
申請分については、住民  
基本台帳カード交付手  
料を徴収しない。

(2) 施行日 平成 21 年 4 月 1 日  
議案第 12 号 南相馬市子育て  
応援基金条例制定について

地域全体で、子どもと子育  
て家庭を応援する体制づく  
りを推進するための子育て支  
援事業に充てる基金を造成す  
るため、新たに条例を制定す  
るもの。

#### 【主な内容】

(1) 設置目的  
地域全体で、子どもと子育

て家庭を応援する体制づ  
くりの推進

(2) 積立金の額

基金として積立てる額

① 基金への積立てを指定  
した寄附金

② 予算の範囲内で市長が  
定める額

(3) 基金の処分

子育て支援事業に要する経  
費の財源に充てる場合に  
限り処分できる。

(4) 施行日 平成 21 年 4 月 1 日

【基金の概要】

(1) 基金の活用期間 平成 21  
年度～ 29 年度の 9 年間

(2) 基金の原資

南相馬市社会福祉協議会  
からの寄附金 1 億円  
一般会計からの繰出金 1 億円

合計 2 億円

(3) 基金対象事業

団体が自主的・主体的に  
実施する子育て支援事業  
市が行う子育て支援事業  
(事務事業評価を受けた  
ものに限る)

※対象事業については、南  
相馬市子育て応援基金事  
業審査委員会で審査

議案第 14 号 南相馬市敬老  
祝金等条例の一部を改正す  
る条例制定について

88 歳及び 100 歳の敬老祝金の  
額を引き下げるため、必要  
な改正を行うもの。

【主な内容】

(1) 敬老祝金の額の改正

88 歳・3 万円→1 万円  
100 歳・20 万円→10 万円

(2) 施行日 平成 21 年 4 月 1 日

(3) 経過措置 施行日の前日ま  
でに 100 歳に達した者につ  
いては従前のとおり。

※ 88 歳・9 月 15 日が基準日  
100 歳・誕生日が基準日

議案第 16 号 南相馬市介護保  
険条例の一部を改正する条例  
制定について

平成 21 年度から平成 23 年度  
までの介護保険料を定めるた  
め、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

(1) 保険料率の改定

① 保険料率の多段階化  
(改正前)  
介護保険法施行令第  
38 条の規定に基づく  
6 段階方式を採用  
(改正後)  
介護保険法施行令第  
39 条の規定に基づく

8 段階方式を採用

② 介護保険制度の一部変  
更に伴う軽減措置

平成 21 年 4 月から介  
護保険制度の一部が変  
更となり、低所得者の  
負担軽減を図るため第  
4 段階について軽減措  
置を講ずることが可能  
となったため、必要  
な改正を行う。

③ 介護報酬増額改定に伴  
う激変緩和措置

介護報酬の 3% 増額  
改定に伴う被保険者の  
負担増大を緩和するた  
め、全国一律で平成 21  
年度及び 22 年度の保  
険料率の軽減措置を講ず  
ることとなったこと  
に伴い、必要な改正を  
行う。

(2) 施行日 平成 21 年 4 月 1 日

議案第 17 号 南相馬市企業立  
地促進条例の一部を改正する  
条例制定について

本市の緊急経済・雇用対策  
事業として企業立地助成金の  
特例措置を講ずるなどのた  
め、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

(1) 中小企業に係る交付要件の  
緩和

建物面積要件  
500㎡以上→300㎡以上

◆改正後の介護保険料率一覧表（8段階方式）

保険料区分 (所得段階)	対 象 者	H21	H22	H23
1	生活保護者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	18,000円	18,300円	18,600円
2	市民税世帯非課税、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額 ≤ 80万円 / 年を満たす者	18,000円	18,300円	18,600円
3	市民税世帯非課税、保険料区分（所得段階）2の対象者以外の者	27,000円	27,400円	27,900円
4（軽減）	市民税世帯課税で市民税本人非課税のうち、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額 ≤ 80万円 / 年を満たす者	29,800円	30,300円	30,800円
4	市民税世帯課税で市民税本人非課税	36,000円	36,600円	37,200円
5	①市民税本人課税、合計所得金額 ≤ 125万円 / 年を満たす者 ②生活保護法に規定する要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されるならば、保護を必要としない状態となるもの	38,800円	39,500円	40,100円
6	①市民税本人課税、125万円 / 年 < 合計所得金額 < 200万円 / 年を満たす者 ②生活保護法に規定する要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されるならば、保護を必要としない状態となるもの	45,000円	45,700円	46,500円
7	①市民税本人課税、200万円 / 年 ≤ 合計所得金額 < 500万円 / 年を満たす者 ②生活保護法に規定する要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されるならば、保護を必要としない状態となるもの	54,000円	54,900円	55,800円
8	市民税本人課税、基準所得金額 ≥ 500万円 / 年を満たす者	63,000円	64,000円	65,100円

- 投下固定資産総額 3千万円以上  
↓ 2千万円以上
  - (2) 交付要件緩和期間 公布の日から平成24年3月31日
  - (3) 施行日 公布の日
- 議案第18号 南相馬市給水条例の一部を改正する条例制定について
- 小高水道事業の水道料金体系を用途別から口径別に変更するとともに、新たな料金体系に応じた料金を定めるため、必要な改正を行うもの。
- 【主な内容】
- (1) 小高区水道事業の水道料金体系の改正
    - 用途別料金体系から口径別料金体系に変更
    - メーター使用料の廃止
  - (2) その他小高水道事業に係る改正
    - ① 用途変更に伴う届出の廃止
    - 用途変更届出の廃止
    - ② 使用水量を認定する場合の改正
      - 2種類以上の用途に使用している場合の使用水量の認定を廃止
    - ③ 料金の特例の改正
      - 月の途中で使用を開始又は中止した場合及び用途変更した場合の料金計算方法の改正

口径別	基本料金	従量料金（1月につき1㎡当たり）					
		10㎡まで	10㎡を超え20㎡まで	20㎡を超え50㎡まで	50㎡を超え100㎡まで	100㎡を超え200㎡まで	200㎡を超える部分
13mm	1,687円	86円	140円	170円	198円	215円	220円
20mm	1,757円						
25mm	2,100円						
30mm	3,350円						
40mm	5,000円						
50mm	6,000円						
75mm	28,000円						
100mm	32,000円						

※口径13mm及び20mmの基本料金には水量5㎡分まで含む

改正後	
月途中での開始・中止	使用開始日が15日以前の場合は1月分徴収し、16日以降の場合は徴収しない。 使用中止日が15日以前の場合は徴収せず、16日以降の場合は1月分徴収する。
月途中での用途変更	(料金体系改正により廃止)

(3) 施行日 平成22年1月1日

(4) 経過措置

施行日前から使用中の水道の平成22年1月1日から1月31日までの間に最初に料金の債権が確定する料金については従前の例による。

- 議案第20号 南相馬市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 各区における公共下水道使用料の基本使用料水量及び従量使用料水量を統一するとともに、新たな水量区分に応じた使用料を定めるため、必要な改正を行うもの。
- 【主な内容】
- (1) 基本使用水量及び従量区分水量の統一
  - (2) 小高区・原町区の月途中の使用開始・休止の算定方法の統一
- (3) 施行日 平成22年1月1日
- (4) 経過措置 改正後の使用料の規定は、使用月の始期が施行日（平成22年1月1日）以後の使用月の使用料について適用し、使用月の始期が施行日前（平成21年12月31日まで）の使用月の使用料については従前のおりとする。
- | 改正後       |  |
|-----------|--|
| 月途中での開始中止 | ①使用開始日<br>・15日以前の場合は1月分として算定<br>・16日以降の場合は基本使用料を徴収しない<br>②使用休止日<br>・15日以前の時は基本使用料を徴収しない<br>・16日以降の場合は1月分として算定<br>③基本使用料を徴収しない場合の従量料金（5㎡まで）<br>・1㎡あたり 91円 |